

新しい生活様式に対応した行政サービスの提供の在り方に関する調査（地域計画調査） の結果に基づく通知

【通知先】内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

【通知日】令和3年7月20日

【経緯】

- 総務省近畿管区行政評価局は、来庁者等の安心、安全を確保する観点から、近畿管内の国の行政機関を対象に、申請手続窓口等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を調査し、令和3年3月、調査結果を公表

調査結果  <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

- 調査において推進された、登記事項証明書の添付を要する手続がある場合に当該証明書のオンライン請求の案内文をホームページに掲載する取組について、他の地域にも広げる必要等が認められたため、総務省行政評価局は、令和3年7月、7府省に対して改善意見を通知

【通知内容】

- ① 5機関（総合通信局、地方厚生（支）局、都道府県労働局、経済産業局^{（注1）}、地方運輸局^{（注1）}）について、近畿以外の地域でも、各機関のホームページに登記事項証明書のオンライン請求の案内文を掲載すること。
- ② ホームページを本省庁が管理している3機関（地方出入国在留管理局、地方整備局、地方環境事務所）^{（注2）}について、各本省庁のホームページに登記事項証明書のオンライン請求の案内文を掲載すること。
- ③ 同様の取組が可能な納税証明書については、添付を要する手続（地方整備局・競争参加資格審査の申請（道路・河川・官庁営繕・公園関係））が本省のホームページに遷移する形をとっていることから、当該本省ホームページにオンライン請求の案内文を掲載すること。

（注）1 内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき、沖縄総合事務局が経済産業局及び地方運輸局の所掌事務を分掌することとされていることから、内閣府を通知先に追加

2 国税局所管の手続は、令和3年7月1日から、当該証明書の添付を省略することとなったため、財務省を通知先から除外